

◆ 税務スケジュール(10月)



10月10日(火)

・9月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

10月31日(火)

・9月分 社会保険料の納付
・8月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
・2月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
・11月・2月・5月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

①社会保険料が変更となります

算定基礎届によって決定された標準報酬月額が9月分保険料(10月納付分)より改定となります。翌月徴収の場合は、10月支払給与から変更です。

②確定申告・年末調整のご準備をお願いいたします

・「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容に変更はないか、ご確認ください。
・控除証明書が届き始めますので、紛失されないよう保管願います。
・ふるさと納税の確定申告をされる場合は、寄附先の自治体が発行した「受領証明書」が必要となります。

◆ 厚労省のくるみんマークについて



くるみんマーク(右の図)とは、申請後一定の基準を満たした企業に対して、厚労省が「子育てサポート企業」として認定した証です。

制度開始当初は一番左のくるみんマークのみでしたが、平成27年に「プラチナくるみん認定」、令和4年からは「トライくるみん認定」が創設されています。くるみん認定を受けた企業数は厚労省のホームページで公開されており、令和5年7月時点では全国で約4,200社です。

制度としての認知度はまだまだですが、会社にとっては自社の労働環境をアピールする手段として活用することができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保にも繋がるものと考えられます。

制度の詳細については、厚労省のホームページをご覧ください。

[くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークについて](#) | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)



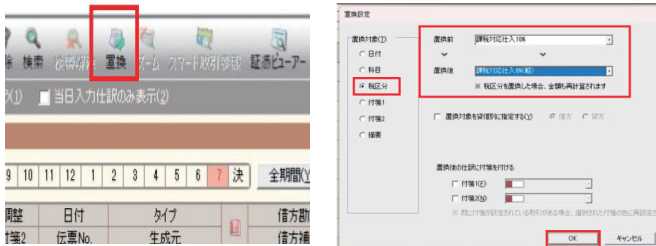
◆ 弥生会計の置換機能



入力を終えた仕訳を一括して修正できたら便利だなと思うことはありませんか。指定した内容の仕訳の消費税区分を変更したり、バラバラになっている摘要欄の表記・内容を統一したい場合等、変更したい仕訳を一つずつ修正するより時間がかかってしまいます。しかし、弥生会計の置換機能を使えば、**大量の仕訳を一度に短時間で変更することが可能です。**

例えば、交際費内の摘要が「お中元」となっている仕訳の消費税区分を一括して「課税仕入10%」から「課税仕入8%(軽)」に変更したい場合、まずは摘要欄が「お中元」の仕訳を検索した後に、

①仕訳日記帳の「置換」をクリック ②置換対象(今回ですと「税区分」)、置換前と置換後の区分を選びOKをクリック



そうすると画面が変わり「置換前(青字)」と「置換後(赤字)」が確認できますので、問題なければ最後に「登録」をクリックして完了となります。

「検索」機能と合わせて利用すると、作業時間を大幅に削減できますので、一度お試しください。

◆ スタッフより



8月は三男の出産があったため、慣れない長男次男の保育園送迎を行っていました。次男の出産時にはもちろん長男の送迎を行っていたのですが、2人になるとその大変さが段違いでした。

保育園までの道りにセミの抜け殻や死骸を見つけると立ち止まりツツツと、水たまりを見つけると突入しようとする息子が2人となり、なかなか目的地の保育園が遠い毎日でした。

一方で、お迎えに行くと2歳の次男が私の手を引っ張ってくれて長男の教室に連れて行ってくれたり、先生に自分のことを指さして「ニニ」と言ってお兄ちゃんとなったと誇らしげにする姿が確認でき、成長が感じられて良い時間となりました。



◆ クイズ



来月10月1日から施行されるインボイス制度よりクイズです。インボイス制度導入までの経過措置である**区分記載請求書等**と**インボイス**の記載事項の違いで、**インボイス**にのみ必要なのは次のうちどれでしょう。

- ①税率ごとに合計した対価の額(税込)
- ②軽減税率の対象品目である旨
- ③税率ごとに区分した消費税額等



答えは③です。**インボイス**には**区分記載請求書等**の記載事項に加えて・登録番号・税率ごとに区分した消費税額等が必要となります。インボイス制度導入についてご不明な点がございましたら弊社スタッフまでお問い合わせください。